職員各位

総務部総務課

愛媛大学研究生,科目等履修生及び聴講生規程の一部を 改正する規程等の制定について(通知)

このことについて、平成25年12月11日付けで、別添(新旧対照表)のとおり制定されましたので、お知らせします。

〇【一部改正】

- 1 国立大学法人愛媛大学規則第136号
 - 『愛媛大学研究生,科目等履修生及び聴講生規程の一部を改正する規程』 (改正理由)

愛媛大学大学院医学系研究科博士課程医学専攻に進学を志望する学業優秀な愛媛大学 医学部医学科の学生について、医学専攻教育課程の授業科目を履修する機会を提供す るとともに、学部教育と大学院教育の連携を図ることを目的として、3年次以上の医 学科の学生を科目等履修生として医学専攻に入学することができることとすることに 伴う所要の改正を行った。

- 2 国立大学法人爱媛大学規則第137号
 - 『国立大学法人愛媛大学授業料等料金規則の一部を改正する規則』 (改正理由)

ダブル・ディグリー・プログラム又はジョイント・ディグリー・プログラムに関する 覚書等に基づき受け入れる学生の授業料,入学料及び検定料は徴収しないものとする ことに伴う所要の改正を行った。

※ 施行日 ※

- 1の施行日は、平成26年4月1日とする。
- 2の施行日は、平成25年12月11日とする。

愛媛大学研究生、科目等履修生及び聴講生規程(一部改正)

平成16年 4月 1日 規則第 149号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学学則(以下「学則」という。)第56条及び愛媛大学大学院 学則(以下「大学院学則」という。)第59条の規定に基づき、研究生、科目等履修生及 び聴講生について必要な事項を定めるものとする。

(研究生)

- 第2条 研究生を志望する者は、願書に研究事項を記載し、履歴書を添え、学長あてに提出しなければならない。
- 第3条 研究生の選考方法については、各学部又は各学内共同教育研究施設の定めるところによる。
- 第4条 研究生の指導教員は、当該学部教授会又は当該学内共同教育研究施設運営委員会 (以下「学部教授会等」という。)の議を経て定める。
- 第5条 指導教員が必要と認めるときは、学部長又は学内共同教育研究施設の長(以下「学部長等」という。)は、当該学部教授会等の議を経て、研究生に対し講義又は実験に出席を許可することがある。
- 第6条 研究生で他の業務に従事しようとするときは、学部長等の許可を受けなければな らない。
- 第7条 研究生で相当の成績をあげたと認められた者には、当該学部長等は、学部教授会等の議を経て研究証明書を付与することができる。
- 第8条 研究生が退学しようとするときは、学長に願い出なければならない。
- 第9条 次の各号の一に該当する者は、学部長等の申請により学長が除籍する。
 - (1) 研究生に適しないと認められた者
 - (2) 授業料の納付の義務を怠る者

(科目等履修生及び聴講生)

- 第10条 科目等履修生及び聴講生の願出は、毎学期始めとする。ただし、公共機関からの出願の者にあつては、この限りでない。
- 第11条 科目等履修生及び聴講生は、各学部、教育・学生支援機構又は各研究科で選考 の上、入学を許可する。
- 第12条 科目等履修生は、学修した授業科目につき、単位を修得することができる。
- 第13条 聴講生は、単位を修得することができない。
- 第14条 次の各号の一に該当する者は、学部長、教育・学生支援機構長又は研究科長の申請により学長が除籍する。
 - (1) 科目等履修生又は聴講生に適しないと認められた者
 - (2) 授業料の納付の義務を怠る者

(入学資格)

- 第15条 科目等履修生及び聴講生の入学資格は、学則第30条又は大学院学則第29条、第30条若しくは第31条の規定を準用する。ただし、公共機関からの出願の者にあつては、この限りでない。
- 2 前項に定めるもののほか,大学院医学系研究科博士課程の科目等履修生については, 同研究科が特に必要と認めたときは,別に定めるところにより,入学することができる。

附則

- この規程は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成16年12月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。 <u>附</u>則
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。

現	行	改	正
(略)		(略)	
院研究科博士課程に進学する者につ 料を徴収しないものとする。 2 国、地方公共団体及び独立行政法 生及び研究生等で、別に定める実施	士課程を修了し、引き続き愛媛大学の大学いては、 <u>この規則で定める</u> 入学料及び検定 人等の施策、依頼等に基づき受け入れる学 要領により、授業料等の取扱いが定められ 授業料、入学料及び検定料を徴収しないも	(授業料等の不徴収) 第14条 愛媛大学の大学院研究科修士課程を 院研究科博士課程に進学する者については、 のとする。 2 国、地方公共団体及び独立行政法人等の施 生及び研究生等で、別に定める実施要領によ る者については、授業料、入学料及び検定料	入学料及び検定料を徴収しないも 策、依頼等に基づき受け入れる学 り、授業料等の取扱いが定められ
3 愛媛大学医学部医学科の学生が、	科目等履修生として愛媛大学大学院医学系る場合にあっては、 <u>この規則で定める</u> 授業ものとする。	3 愛媛大学医学部医学科の学生が、科目等履研究科博士課程の授業科目を履修する場合に定料を徴収しないものとする。 4 ダブル・ディグリー・プログラム又はジョに関する覚書等において授業料、入学料又は合は、当該覚書等に基づき受け入れる学生に定料を徴収しないものとする。	あっては、授業料、入学料及び検 イント・ディグリー・プログラム 検定料が相互に不徴収とされた場
ーシアム・アグリーメント (平成24	ョン2・ストランド2・NESSIE・コンソー 年11月1日締結)に基づき大学院研究科 は、 <u>この規則で定める</u> 授業料、入学料及び	7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7	1日締結)に基づき大学院研究科料、入学料及び検定料を徴収しな 学を命じたときは、未納の授業料
	(略)	(略)	
		<u>附 則</u> この規則は,平成25年12月11日から施	i行する。_